

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年11月8日 09時30分ごろ
発生場所	鹿児島県屋久島西方沖 臥蛇島灯台から真方位341° 25.7海里付近 (概位 北緯30° 19.0′ 東経129° 22.5′)
事故の概要	漁船 ^{さかえ} 栄丸は、航行中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	平成30年11月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 栄丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	KG2-3478（漁船登録番号）、栄丸水産有限会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型 甲板員A 甲板員B
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bほか3人が乗り組み、航行中、本航海で初めて乗船した甲板員Bが、船尾方の船室で食事の準備を終えて物を取ろうと思い、椅子から立ち上がった際、船体が動揺したので、バランスを崩して転倒し、甲板員Aが、倒れ込んできた甲板員Bに身体を押され、壁に取り付けられていた鉄パイプ製手すりに右脇腹が当たり、右肋骨骨折を負った。
分析	本船は、航行中、甲板員Bが、椅子から立ち上がった際、船体が動揺してバランスを崩し、甲板員Aに倒れ込むように転倒したことから、壁に取り付けられていた鉄パイプ製手すりに甲板員Aの右脇腹が当たり、甲板員Aが負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、航行中、甲板員Bが、椅子から立ち上がった際、船体が動揺してバランスを崩し、甲板員Aに倒れ込むように転倒したため、壁に取り付けられていた鉄パイプ製手すりに甲板員Aの右脇腹が当たったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中の小型船で立ち上がる時は、手すり等に ^{つか} 掴まるなど船体の動揺に備えること。